

第 2 0 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 1 1 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 1 1 月 5 日 午前 1 0 時 1 1 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 3 番 岸 正二 委員
 議席 4 番 角田 壽一 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 中澤 正幸
 統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
 統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
 主 事 中嶋 辰哉
 土木管理課 主事 田子 直道

会 議 の 顛 末

開 会 <午前 9 時 3 0 分>

事務局

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第 2 条第 3 項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力をお願いします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたと思います。

令和 2 年度第 2 0 回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は 1 9 人中 1 9 人で、会議は成立しております。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

続きまして、議事日程第 2、議事録署名委員の指名を議題といたします。

議事録署名委員に、議席番号 3 番、岸正二委員、議席番号 4 番、角田壽一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号 3 番、岸正二委員と議席番号 4 番、角田壽一委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第 3、報告第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、1ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりでございます。 以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから7ページに記載の番号1番から6番までの6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の9ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしました

ので、ご報告いたします。

この度の届出は、9 ページから 15 ページに記載の番号 1 番から 6 番の 6 件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第 4 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第 7、報告第 5 号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を岸正二第 1 班長、子持、北橘地区を高井眞佐実第 1 班長より報告をお願いします。最初に岸第 1 班長、お願いいたします。

3 番

10 月 27 日に実施しました、第 1 班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、高橋昭彦委員、山本彰一郎委員、事務局の吉田係長、中嶋主事と私、岸の 6 名で実施しました。

今回の渋川、伊香保地区の許可申請は、第 4 条による申請が 2 件、第 5 条による申請が 4 件、合計 6 件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4 条申請であります。議案書の 3 ページをご覧ください。

申請番号 4 の 1 番の現地は、東は畑、西は雑種地、南は道路、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号 4 の 2 番の 1 つ目の現地は、東と北は水路、西は田、南は道路となっています。2 つ目の現地は、東は道路、西と南は田、北は畑となっています。問題ないと思います。

次に 5 条申請であります。7 ページをご覧ください。

申請番号 5 の 1 番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号 5 の 2 番の現地は、東と北は道路、西は畑、南は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号 5 の 3 番の現地は、東は道路、西は宅地と転用許可済み地、

南は宅地、北は転用許可済み地となっています。問題ないと思います。
8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は畑と田、西は田、南と北は道路となっています。問題ないと思います。

以上で第1班、渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、高井眞佐実第1班長、お願いいたします。

1 3 番

10月27日に実施いたしました、現地調査報告をいたします。第1班は、子持、北橋地区の現地調査を行いました。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と、私、高井。事務局は、狩野係長、山口主事の合計7名で実施しました。

今回の子持、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が9件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は道路、西は申請番号5の12番の申請地、南は宅地、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

次に5条の計画変更申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は道路と宅地、西と南は田、北は畑となっています。問題ないと思います。

次に5条申請であります。議案書の8ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

申請番号5の6番の現地は、東と西と北は道路と宅地、南は申請番号5の7番の申請地となっています。問題ないと思います。

議案書の9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と西は畑、南は宅地、北は申請番号5の6番の申請地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は畑、西は宅地、南と北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は雑種地、西と北は道路、南は田となっています。問題ないと思います。

議案書の10ページをご覧ください。

申請番号５の１０番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地と畑となっています。問題ないと思います。

申請番号５の１１番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は宅地と畑となっています。問題ないと思います。

議案書の１１ページをご覧ください。

申請番号５の１２番の現地は、東は宅地と申請番号４の３番の申請地、西と南と北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号５の１３番の現地は、東は畑、西と南と北は道路となっています。問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第８、協議第１号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定についてご説明いたします。協議書の１ページをお願いいたします。

協議第１号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては土木管理課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理
課

土木管理課、国土調査係の田子です。

まず、地籍調査事業の概要について説明させていただきます。

地籍調査とは、国土調査法で定められた、国土の開発及び保全並び

にその利用の高度化を資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とした調査であり、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する調査になります。

渋川市では令和元年度から2か年にわたり、横堀Ⅷ（はち）地区、津久田Ⅱ（に）地区の2地区の現地調査及び測量を実施しております。横堀Ⅷ地区は、面積0.37キロ平方メートル、800筆。津久田Ⅱ地区は、面積0.73キロ平方メートル、489筆を調査いたしました。

お手持ちの協議書の説明に移ります。協議書の2ページをお願いいたします。

2ページから26ページまでは、横堀Ⅷ地区及び津久田Ⅱ地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。表頭の左から、土地の所在、所有者住所、所有者氏名。調査前地目、こちらは登記地目になります。調査後地目、こちらは現況地目になります。該当する土地は、横堀Ⅷ地区が165筆、津久田Ⅱ地区が40筆になります。

私からは以上です。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

1 番

はい。1番、星野。

議 長

はい、1番、星野安久委員。

1 番

この表の中に面積の欄がありますが、数字が載っていないのは何か理由がありますか。

土木管理
課

面積が載っていないのは、この後、最終的にそれぞれの土地所有者や一般の閲覧に供する機会を設けます。その際に変更等が出る可能性もあるので、今回はあくまで地目についてのみ記載させていただきました。

議 長

よろしいですか。ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から3の3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の3番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

申請番号3の2番及び3の3番の2件につきましては、農地の交換による農業経営効率化のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から3の3番の3件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の1番から3の3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から3の3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の3番の3件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農用地域内にありますが、農地改良を実施するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

4ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号4の1番から4の3番の3件についてを審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

はい、4番、角田壽一委員。

4 番

申請番号4の2番について、農地改良ということで、期間も3年間となっていますが、どのような農地改良なのでしょう。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

この方は、建設残土を農地に入れたいということで、3年の期間をとっていますが、入り次第終了するということです。

土砂条例に該当しますので、そちらの手続きも行い、土砂の検査をしながら適正な土を入れるという計画でございます。

4 番

農地改良というのは、土質改良というふうに捉えた方がいいですか。

議 長

田んぼを畑にしていくということです。
ほかに質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の1番から4の3番の3件につきましては、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4の3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第 11、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号 1 番の 1 件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号 1 番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名、契約内容、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、昭和 54 年 12 月 18 日付け群馬県指令により、一般住宅用地及び出入口として農地法第 5 条の規定による許可を受けましたが、当初計画していた計画が諸事情により実行できませんでした。一方、変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として使用する計画であり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第 5 条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号 1 番の 1 件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第 3 号、申請番号 1 番の 1 件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第 12、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号 5 の 1 番から 5 の 13 番の 13 件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第 5 条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号 5 の 1 番から 5 の 13 番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号 5 の 1 番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も 10 ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号 5 の 2 番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号 5 の 3 番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8 ページをお願いいたします。

申請番号 5 の 4 番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も 10 ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号 5 の 5 番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第 1 種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号 5 の 6 番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第 1 種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

9 ページをお願いします。

申請番号 5 の 7 番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第 1 種農地

の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の９番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

１０ページをお願いいたします。

申請番号５の１０番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を１０月２７日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号５の１１番は、子持行政センターから約４００メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

１１ページをお願いいたします。

申請番号５の１２番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号５の１３番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まずはじめに、申請番号５の１０番の１件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して飯塚敬子委員をお願いいたします。

７ 番

はい、議長。７番、飯塚。

議 長

はい、７番、飯塚敬子委員。

７ 番

調査は１０月２７日に、山本会長、大島会長職務代理者、高橋農政部会長、小野丈夫推進委員、飯塚源一推進委員と私、飯塚。事務局からは、中澤事務局長、吉田係長、狩野係長の計９名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について、適合でありましたのでご報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、申請番号５の１０番の１件を審議します。
先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。
議案第４号、申請番号５の１０番の１件については、許可すること
でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号５の１０番の１件については、議案のと
おり許可することに決しました。
続きまして、議案第４号、申請番号５の１０番の１件を除く申請番
号５の１番から１３番の１２件について審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。
議案第４号、申請番号５の１０番の１件を除く申請番号５の１番か
ら１３番の１２件については、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号５の１０番の１件を除く申請番号５の１
番から１３番の１２件については、議案のとおり許可することに決し
ました。
続きまして、議事日程第１３、議案第５号、公売農地の買受適格証
明願、農地法第３条該当についてを議題とし、議決を求めます。
番号１番の１件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願い
いたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局	ただいまご上程いただきました、公売農地の買受適格証明願、農地法第3条該当につきまして、ご説明いたします。議案書の13ページ、14ページ関連です。はじめに、13ページをお願いします。 議案第5号、公売農地の買受適格証明願、農地法第3条該当について、次のとおり公売農地の買受適格証明願がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 該当農地につきましては、項番4のとおりで、番号、土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等、議案書に記載のとおりです。 議案書の14ページをお願いいたします。 耕作目的の願出人につきまして、氏名、住所、申請地、願出人の経営状況等は議案書に記載のとおりで、野菜の栽培を予定しております。 なお、今回買受適格証明された者が、所定の手続きの上、公売物件を落札し、その後農地法第3条の規定による許可申請書が当農業委員会に提出された場合は、次回開催の委員会審査を待たずに、会長専決規程により許可書を交付することの内容で議決していただきたいと思っております。 また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。 以上で、公売農地の買受適格証明願についての説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。
1 番	はい。1番、星野。
議長	はい、1番、星野安久委員。
1 番	買受適格ということについて、どんな審査をされたのですか。
事務局	はい、議長。事務局長。
議長	はい、事務局長。
事務局	この方は40アールの農地を取得しています。その耕作状況について現地を確認し、適正に農業経営できるものと判断しています。
1 番	農家をどんな程度やっているのでしょうか。
事務局	はい、議長。農業振興係長。

議 長	はい、農業振興係長。
事務局	農業経営についてですが、田んぼについては水稻を約 2 反、畑については野菜を約 2 反経営している状況です。
1 7 番	はい。1 7 番、廣瀬。
議 長	はい、1 7 番、廣瀬淳委員。
1 7 番	1 3 ページで所有する方と耕作する方がおられるのですが、次のページの耕作目的の願出人が別の方となっていて、この部分がよく分からなかったのですが。
事務局	はい、議長。農業振興係長。
議 長	はい、農業振興係長。
事務局	1 3 ページに記載の所有者については、現在の所有者です。1 4 ページは入札を希望する方で、落札になれば、この方が所有権を取得することになります。
議 長	ほかに何かございますか。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第 5 号、番号 1 番の 1 件については、許可することでご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。 なお、落札者が同趣旨の農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出したときは、会長専決で許可することに決しました。 続きまして、議事日程第 1 4、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の15ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年12月1日を予定しております。

計画概要につきましては、15ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が62人、借受人が26人、筆数が110筆、面積が169,412.74平方メートルです。この個別の内訳は、16ページから20ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第6号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第20回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前 1 0 時 1 1 分>